

## 県産材 PR 促進事業実施要領

県産材 PR 促進事業の実施にあたっては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第1 目的

地域の関係者による県産材及び県産材製品のPR活動、流通促進活動、製材・木材利用技術の向上などの取組を支援することにより、県産材の利用拡大を図ることを目的とする。

### 第2 事業実施主体

事業実施主体は、県産材の安定的な供給体制づくりのために設置された地域協議会に所属している市町村、木材関連業者及び木材関連業者等の組織する団体とする。

このうち、木材関連業者については、複数の事業者が共同で行う取組を補助対象とするが、第3の（1）のウ（イ）に定める取組については、単独での事業実施を認める。

また、木材関連業者等の組織する団体は次のとおりとする。

- （1） 木材関連業者が組織する公益法人
- （2） 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された協業組合若しくは商工組合若しくは中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合であって、木材関連業者が主たる構成員となっているもの又は当該商工組合が構成員となっている商工組合連合会若しくは当該事業協同組合が構成員となっている協同組合連合会
- （3） 都道府県又は市町村と木材関連業の企業、団体等との共同の出資により設立された法人（いわゆる第3セクター）
- （4） 森林組合又は森林組合連合会
- （5） 木材関連業者が主たる構成員となって組織する団体で、原則5人（団体）以上で構成され、次の要件を具備していること。
  - ア 事業の実施に必要な執行体制及び責任体制が整備され、又は整備されることが確実であると見込まれること。
  - イ 事業に関する資金計画が適切であり、かつ、その資金計画に従って事業が実施されることが確実であると見込まれること。
  - ウ 事業を円滑かつ効率的に実施することが可能であること。

### 第3 事業の内容

#### （1） 事業の対象

県産材の利用拡大を図るために実施する次の取組とする。

また、アからエに定める複数の取組を組み合わせて、第4に定める事業実施計画を作成することができるものとする。

ア 県産材販路拡大に関する取組

（ア） 県産材製品の試作品製作、試験研究等

（イ） 県産材製品の販路拡大のためのニーズ調査・分析、広告宣伝等

イ 県産材普及啓発に関する取組

- (ア) 県産材の流通・販売・利用に関する勉強会、説明会、利用事例発表会等の開催
  - (イ) 県産材の普及に向けたセミナー、シンポジウム、イベント等の開催
  - (ウ) 県産材の情報発信等の PR 活動
- ウ 製材技術向上に関する取組
- (ア) 県産材製品の品質向上に向けた製材・乾燥技術に関する研修会等の開催
  - (イ) JAS 取得に向けた木材乾燥技術、品質管理、格付等の資格取得に係る講習会等の受講
- エ 木材利用技術向上に関する取組
- (ア) 県産材利用の提案ができる建築設計者を養成する勉強会等の開催
  - (イ) 木造建築の新技术や新たな利用法の普及のための勉強会や見学会の開催

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、別表 1 のとおりとする。

ただし、補助対象経費のうち県の他事業の支援を受けるものは、補助の対象としないものとする。

(3) 補助率等

補助金額は、実施する取組区分の補助対象経費の合計の 1/2 以内の合計とし、取組区分ごとの上限金額は、別表 2 のとおりとする。

補助金額は千円単位とし、千円未満は切捨てとする。

#### 第 4 事業実施計画の申請

事業実施主体は、事業実施計画承認申請書（第 1 号様式）に事業実施計画（補助金交付要綱別記）を添付し、所管する地域振興局長（以下「局長」という。）を経由して知事に提出するものとする。

#### 第 5 事業実施計画の承認

知事は、第 4 の申請書の内容を審査し、適当と認められるときは承認を行うものとする。

#### 第 6 事業実施計画の変更

補助金交付要綱に定める重要な変更をしようとする場合は、事前に第 4 の規定に準じて事業実施計画変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けるものとする。

#### 第 7 交付決定前着手

事業の着手は、原則として補助金交付決定後に行うものとする。

ただし、第 5 に規定する事業実施計画の承認を受けた事業実施主体が、やむを得ない理由により補助金交付決定前に着手する必要がある場合は、事前着手届（第 2 号様式）を所管する局長に提出するものとする。

#### 第 8 事業の取下げ

事業を取り下げる場合は、取下申請書（第 3 号様式）を第 4 の規定に準じて提出し、知事の承認を受けるものとする。

## 第9 事業完了報告

事業実施主体は、事業が完了したときは速やかに事業完了報告書（第4号様式）に事業成績書（補助金交付要綱別記）を添付し、局長に提出するものとする。

附則 この要領は、令和2年4月23日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附則 この要領は、令和3年5月6日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附則 この要領は、令和4年5月2日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附則 この要領は、令和6年5月23日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

別表1

補助対象経費
報償費（外部招聘する講師の謝金等）
賃金（事業実施に当たって追加的に発生する賃金等）
旅費（講習会受講の交通費、宿泊費等）
需用費（消耗品購入費、備品購入費、材料購入費等）
役務費（保険料、郵送費等）
使用料及び賃借料（会場借り上げ料、バス借り上げ料等）
委託料（会場設営委託料、製品製造委託料等）
構造物設置費（工事費、工事雑費、実施設計費等）

別表2

取組区分	補助上限金額
県産材販路拡大に関する取組	400 千円
県産材普及啓発に関する取組	200 千円
製材技術向上に関する取組	175 千円
木材利用技術向上に関する取組	200 千円

第1号様式（第4関係）

番 号  
年 月 日

様

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名

年度県産材PR促進事業実施計画（変更）承認申請書

県産材PR促進事業を実施したいので、県産材PR促進事業実施要領第4（変更の場合は第6）の規定に基づき、事業実施計画書を添えて申請します。

記

1 事業実施計画書（補助金交付要綱別記）

番 号  
年 月 日

様

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名

年度県産材 PR 促進事業 事前着手届

年 月 日付け で事業実施計画の承認を受けた県産材 PR 促進事業について、下記条件を了承の上、早期に着手したいので届け出ます。

記

取組区分	事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	事前着手を 必要とする理由

事前着手の条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間においては、事業実施計画の変更を行わないこと。

第3号様式（第8関係）

番 号  
年 月 日

様

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名

年度 県産材 PR 促進事業取下申請書

年 月 日付け で事業実施計画の承認を受けた県産材 PR 促進事業について、事業の実施が困難となったため、県産材 PR 促進事業第8の規定に基づき、事業の取下げを申請します。

記

取下げ理由

番 号  
年 月 日

様

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名

年度県産材 PR 促進事業完了報告書

標記の事業について、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

- 1 事業成績書（補助金交付要綱別記）